

学校いじめ防止基本方針の概要

～ 一人一人が輝く学校を目指して ～

美里町立青生小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

青生小学校では、美里町・地域・家庭その他の関係者との連携のもと、児童一人一人が安心・安全に学校生活を送ることができ、学校の教育活動全体を通じて社会性や自己有用感を高めることができる学校づくりを推進するために、この「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめ防止等に向けた取組

【前提】 いじめは、「青生小学校でも、どの子どもにも、起こりうるもの」

■ 「いじめ」とは…

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条「いじめの定義」）

■ 「いじめ」に当たるかどうかの判断（認知）

いじめを受けた児童の立場に立って、「いじめ問題対策委員会」が行う。

■ 「いじめ」対応の基本的姿勢

◇いじめられている児童には…全教職員で徹底的に守り抜く姿勢

◇いじている児童には…「いけないことはいけない」とする毅然とした共通の指導

【取組の実際】

（1） いじめ未然防止に向けた取組

- ① 児童一人一人に自己決定の場を設定し、共感的な人間関係があり、自己存在感を感じさせる授業づくり、集団づくり、学校づくりを行います。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという認識を児童及び教職員全員で共有します。
- ③ 優しい心を育む授業と道徳教育を充実させ、いじめに向かわない態度・能力を育成します。
- ④ 児童の頑張りを褒め、児童一人一人の声に耳を傾け、分かる喜びを味わわせる授業づくりを行うことで、自己肯定感を育みます。
- ⑤ 児童一人一人に活躍のステージを設け、他や集団のために努力し、周囲から認められる機会をつくり出すことで、社会性を育み、自己有用感を高めます。
- ⑥ わかば児童会を中心に児童が主体的にいじめ防止に取り組む機会を設定します。

(2) いじめの早期発見・早期対応のための取組

- ① 「みんなをたすけるためのアンケート」を月1回実施し、早期発見に努めます。
- ② 7月と12月に個別面談を実施し、いじめを含め学校生活全般について児童一人一人の話を聞きます。
- ③ 学級担任を中心に全職員で児童を見守り、アンテナを高くして態度や言動等の変化を見取り、情報を共有します。
- ④ 学級担任一人で問題を抱え込まず、「いじめ・不登校対策担当者」を中心に情報を共有することによって、組織として対応します。

2 いじめ対応の流れ

対応の流れ	対応の内容	対応のポイント
(1) 察知	・「もしかしたら、嫌な思いをしているのではないか」という、教師としての感覚を働かせて、いじめの端緒をつかむ。	・「いじめ」かどうかより、「嫌な思い」や「苦痛」を感じているかを問題にする。
(2) 発見	・日頃から本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、アンケート調査、面談などによりいじめを見付け出す。	・本人や保護者から訴えがあった場合は、すでに重大化していることが予想されるので、速やかに対応する。
(3) いじめられた児童への聴き取り	・児童が話しやすい教職員が聴き取りに当たる。 ・「嫌な思いはしていないか」「困っていることはないか」、そして「どのようになることを望んでいるのか」を具体的に聴き取る。	・「大丈夫です」「特にありません」という言葉は、基本的に信じない。継続して見守り、人を代えて聴き取る。
(4) 相談・報告	・いじめの疑いのある案件は、速やかに「いじめ・不登校対策担当者」に報告する。	・最悪を想定し、すぐに組織的な対応へ移行する。
(5) 認知 ◎対応のスタートライン	・担当者は「いじめ問題対策委員会」の招集を要請し、「心身の苦痛を感じたか」を判断基準として、<u>いじめの定義に該当するものを全て認知</u>する。 ・認知した事案を、以下の3つの段階に仕分けする。 【Ⅰ段階事案】心身の苦痛を感じたとしているが、学年組織で対応できる事案 【Ⅱ段階事案】児童や保護者等から訴えがあった、あるいはⅠ段階事案が繰り返されている等、学校として組織的な対応が必要な事案 【Ⅲ段階事案】重大事態が疑われ、早急な組織的対応を求められる事案	
(6) 対応方針の決定	・学校いじめ防止基本方針により、対応方針をいじめ問題対策委員会で協議し校長が決定する。	・SCやSSWに助言を求め、多面的な対応を目指す。
(7) 安全確保	・いじめを受けた児童の希望に寄り添い、教室等での安心・安全を確保する。	・座席変更、班編成の変更、見守り等に配慮する。
(8) 町教育委員会への報告	【Ⅰ段階事案】 月ごとの定例報告 【Ⅱ段階事案】 おおむね1週間以内に報告 【Ⅲ段階事案】	・犯罪性のあるいじめと認められる場合、被害届の有無にかかわらず警察に連絡を行う。

	①認知した段階で速やかに報告し、対応方針の指示を受ける。 ②調査の経過をその都度報告する。 ③調査終了後、その結果を報告する。	※いじめ重大事態 1 号事態が疑われる場合は、町教委が主体となって調査を実施する。
(9) いじめられた児童の保護者への連絡	・担任から、いじめられた児童から聴き取った内容を、その保護者に報告する。 ・教頭から、学校としての対応方針を伝え、今後の調査や対応への保護者の意向を確認する。	・心配を掛けていることへの謝意と今後の対応についての理解を求める。
(10) いじめた児童や周囲にいた児童への聴き取り	・担任以外の教職員から担当者を指定し、寄り添う姿勢を示しながら聴き取る。 ・傍観者等についても事情を聴き取り、背景に関する情報を得る。	・いじめた児童が複数いる場合、個別・同時に行えるよう聴き取り体制を組む。 ・証言等の証拠を集めておく。
(11) いじめた児童の保護者への連絡	・調査結果を報告し、指導方針を伝える。 ・いじめた児童がいじめを認めていない場合も、将来に向かって指導することを伝える。	・いじめた児童の保護者がいじめを認めず指導に異議を唱えても、「見解の相違」として指導は行う。
(12) いじめた児童への指導	・複数の教職員で指導し、必要に応じてその保護者の同席を求める。 ・必要に応じて、やめない場合の出席停止や警察への通報を含む学校の対応方針を伝える。 ・いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も、将来に向かって指導する。	・儀式的な「謝罪の会」は、報復やより陰湿ないじめにつながる恐れがあることから、絶対に行わない。このことについては、いじめを受けた児童や保護者に理解を求める。
(13) 双方の保護者への連絡	・これまでの指導内容や今後の対応について、いじめた児童、いじめられた児童双方の保護者に連絡する。	・いじめた児童の保護者から自発的に謝罪の希望があった場合は、いじめられた児童や保護者の意向を確認し、慎重に場を設定する。
(14) 防止措置の策定と速やかな実施	・いじめ問題対策委員会を開催し、いじめ防止体制の見直しや防止するための教育の推進について、具体策を協議し、全教職員で共有する。	・組織的な見守りの体制を整え、いじめ・不登校対策担当者が情報を集約する。 ・必要に応じて S C や S S W と情報共有し、専門家の視点からの助言をいただく。
(15) 経過観察と記録、計画的な働き掛け	・最低 6 か月の経過観察を継続し、いじめられた児童・いじめた児童双方に、意図的な声掛けや最低月 1 回の面談を実施する。	

3 いじめ重大事態への対処

「いじめ重大事態」（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定）

【1 号事態】生命、心身又は財産に対する重大な被害の疑い（調査主体は教育委員会）

・町教育委員会の指示の下、資料の提出など調査へ協力

【2号事態】相当の期間，学校を欠席する事を余儀なくされている疑い（調査主体は主に学校）

- ① 調査組織を設置（専門家等の第三者の参加）
- ② 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童とその保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を踏まえた適切な措置
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告（町教委を通して7日以内に美里町長に報告）

4 いじめ対策の評価と公表

- （1） 全教職員が参加して，学期末（7月，12月，3月）に対策の効果等を検証し，基本方針の点検と見直しを行う。
 - ① いじめ防止等に向けた取組の効果
 - ② いじめの認知件数及びいじめ対応の状況
 - ③ その他
- （2） 学校いじめ防止基本方針及びいじめ認知件数等いじめの状況，学校の取組状況については，学校だより等を通して保護者の皆様及び地域の皆様に広く公表していきます。
- （3） 学校の取組については，学校評議員会においてご意見をいただきます。

5 専門スタッフ・関係機関との連携

◎学校の組織的な取組に加え，必要に応じて関係機関と連携し，多面的な対応ができるよう取組を進めます。

いじめ・不登校対策担当者	・校内のいじめ情報の集約と仮認知及び校長への具申 ・「いじめ問題対策委員会」の企画・運営 等
教 頭	・関係機関等との連絡調整
教育相談担当	・SCやSSW等専門家との連絡調整 等

おわりに

青生小学校は，この「学校いじめ防止基本方針」の趣旨と内容を全教職員が共通理解し，いじめによって悲しい思いをする児童を生まないように，教職員一人一人がいじめ問題を「我が事」として捉え，児童一人一人にとって心の居場所があり，かかわり合いの中で互いに認め合い，高め合う学習の場をつくってまいります。

児童にとって，明日もまた行きたいと思う，魅力ある学校づくりを推進していくため，「チーム青生小学校」の一員として，保護者の皆様，地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。